

5) ティーチング・アシスタント (TA) について

大学院の教育研究の充実振興及び学部教育の充実ならびに後継者の育成を図るため、ティーチング・アシスタント (TA) 制度を設けています。

指導教授と相談のうえ、応募してください。

【目的】

北里大学大学院ティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)制度は、北里大学大学院の教育研究の充実振興と学部教育の充実ならびに後継者の育成を図るために、本学大学院に在籍する学生を教育の補助を行うTAとして採用し、必要な助成を行う制度です。

【業務】

TAは、授業科目(1群科目、2群科目、3群科目)について、当該授業科目の担当教員の指示監督のもとに、次の授業の補助等を行うことを業務とします。

①講義・演習の補助

②実験・実習の補助(技術上の助言、準備及び機器の整備等を含む)

なお、卒業論文の作成指導は授業科目に含みません。

【応募資格】

本学の大学院(修士課程及び博士課程)の正規の課程に在籍する者で、建学の理念を理解し、人物・識見が優れ、成績優秀な大学院生のなかから採用します。採用資格・選考基準は、大学院各研究科の内規によります。

【採用期間】

TAの採用期間は1年以内です。ただし、必要に応じ1年以内を単位としてあらためて採用されることがあります。

【担当時間】

①博士課程

講義・演習の補助と実験・実習の補助について、平均週4.5時間、年間135時間(90コマ)が上限です。

ただし、実験・実習の補助のときは、週単位の上限時間によらず、年間135時間を超えない範囲で実情に応じて担当することができます。

②修士課程

講義・演習の補助と実験・実習の補助について、平均週3時間、年間90時間(60コマ)が上限です。

ただし、実験・実習の補助のときは、週単位の上限時間によらず、年間90時間を超えない範囲で実情に応じて担当することができます。

【募集】

TAは、白金キャンパスでは薬学研究科、感染制御科学府、相模原キャンパスでは看護学研究科・理学研究科・医療系研究科、海洋生命科学研究科、十和田キャンパスでは獣医学系研究科が、2月～4月の期間募集します。

TAを希望する大学院生は、所定の様式により、TA応募申請書を期日までに医療系研究科事務室へご提出ください。

① 1次募集生：2023年2月10日(金)まで

② 2次募集生：2023年4月10日(月)まで

【採用】

T Aの採用は次の期日までに応募者に通知いたします。

① 1次募集生：2023年3月31日

② 2次募集生：2023年5月31日

T Aに採用された時は、雇用契約書、扶養控除申告書などの必要書類を提出していただきます。

【採用取消】

T Aが次のいずれかの事項に該当したときは、採用が取り消されます。

- ① 学業をおろそかにしていると認められるとき。
- ② 北里大学大学院学則第50条及び第52条の規定により、除籍、譴責、謹慎、停学、退学の処分を受けたとき、又はこれに相当すると認められるとき。
- ③ 休学・退学したとき、又は成業の見込みがないとき。
- ④ 業務につき、授業科目の担当教員の指示監督に従わないとき。
- ⑤ 本人から採用辞退の申し出があったとき。
- ⑥ その他前各号に相当する特別の理由があるとき。

【手当】

T Aの手当の支給基準は次のとおりです。

- ① 博士課程T Aの手当は、1コマ（90分）当たり 6,750円
- ② 修士課程T Aの手当は、1コマ（90分）当たり 4,000円

（注）手当の支給対象時間は、時間割に定められた授業時間によります。前後に要した時間は対象時間になりません。

手当は月払いとし、原則として翌月25日に支給します。

【研修】

T Aは、本学が行う必要な研修を受けなければならない。

【服務】

T Aに採用された大学院生は次の事項を遵守してください。

- ① T Aは、当該授業科目の担当教員の命に服して業務を行い、又業務上知り得た秘密を故なく漏らしてはなりません。
- ② T Aは、業務終了の都度、事務室に備付するT A業務確認票に記入、捺印しなければなりません。
- ③ T Aは、業務確認票について担当教員の確認を得なければなりません。
- ④ T Aが、病気等本人の都合により所定の業務に就くことができなかつたときは欠勤とし、当該手当は支給しません。